

【事業 1-2】 農地利用効率化等支援事業（条件不利地域支援タイプ）
配分基準チェック表B

経営体名 (申請者名)	
----------------	--

●各項目の該当する点数を右欄に記載し、自己採点をお願いします。

※付加価値額の基準は令和7年中（法人の場合、令和8年2月の直近の決算）の予定ですが、国の実施時期により変更の可能性があります。

※目標年度は、事業年度から3年後です。（令和8年度事業の場合、令和10年度）

区分	項目	内 容	点数	点数 記入欄
1	現状の付加価値額	現状の付加価値額に該当する点数を記入してください。		
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 現状の付加価値額が300万円以上である。	1	点
		現状の付加価値額が600万円以上である。	2	
2	付加価値額の拡大率 ※注意：区分5.新規就農ポイントを受けるものは加点不可	実施年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。		
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 目標年度までに付加価値額を現状より10%以上拡大する。	1	点
		目標年度までに付加価値額を現状より15%以上拡大する。	2	
		目標年度までに付加価値額を現状より20%以上拡大する。	3	
		目標年度までに付加価値額を現状より30%以上拡大する。	4	
		目標年度までに付加価値額を現状より40%以上拡大する。	5	
		目標年度までに付加価値額を現状より50%以上拡大する。	6	
目標年度までに付加価値額を現状より60%以上拡大する。	7			
3	付加価値額の増加額	事業年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。		
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 目標年度までに付加価値額を現状より100万円以上増額する。	1	点
		目標年度までに付加価値額を現状より150万円以上増額する。	2	
		目標年度までに付加価値額を現状より300万円以上増額する。	3	
		目標年度までに付加価値額を現状より400万円以上増額する。	4	
		目標年度までに付加価値額を現状より650万円以上増額する。	5	
		目標年度までに付加価値額を現状より1,000万円以上増額する。	6	
目標年度までに付加価値額を現状より1,500万円以上増額する。	7			
4	新規就農	新規に就農した方で、下記の(1)に当てはまる場合、加点可能です。		
		注意：区分4に加点する場合、区分1は加点できません。 (1)就農後5年以内の認定新規就農者である。	2	点
		(2)(1)に該当する方で、50歳までに就農している。 (法人の場合、役員過半数が50歳以下であること) (3)(1)に該当する方で、経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了している。	3 1	点 点
5	新規就農者の付加価値額の拡大率	実施年度より3年間で達成できる付加価値額（4.新規就農に加点する方のみ）		
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上にできる。	2	点
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の10%増し以上にできる。	3	
		注意②：区分5に加点する場合、区分2,3は加点できません。 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の20%増し以上にできる。	4	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の30%増し以上にできる。	5	
注意③：選択した拡大率は必須目標となります。 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の40%増し以上にできる。	6			

区分	項目	内容	点数	点数 記入欄
6	経営面積の 拡大	経営面積拡大に取り組み、いずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点
		・目標年度に現状よりも20ha（施設園芸の場合は目標面積が1ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が3ha以上でありかつ15%）以上の経営面積の拡大を行うことができる。	7	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より8%（施設園芸は40%、果樹は20%）以上の経営面積の拡大を行うことができる。	6	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より4%（施設園芸は20%、果樹は10%）以上経営面積の拡大を行うことができる。	5	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より2%（施設園芸は10%、果樹は5%）以上経営面積の拡大を行うことができる。	4	
		・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	3	
		・目標年度に現状より4%（施設園芸は20%、果樹は10%）以上経営面積の拡大を行うことができる。	3	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている。 ・目標年度に現状より2%（施設園芸は10%、果樹は5%）以上経営面積の拡大を行うことができる。	2	
・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	1			
7	農産物の 価値向上	(1)事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
		(2) (1)に該当する方で、有機JASの認証を受けている場合又は受けることとしている。	1	点
8	農業経営の 複合化 (a)と(b)はどちらか一つのみ加 点	土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。	1	点
		(a) 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高（農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。）の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
		(b) 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2	点
9	経営管理の 高度化	現在、法人化している、又は目標年度までに法人化する。	1	点
		GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの認証を取得している。	1	点
		農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1	点
		青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
		労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、就業規則又はこれに準ずるものに他産業と同等の労働環境を規定している。	1	点
10	環境配慮 の取組	いずれかに該当する取組である場合。 (1)事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。 (2)環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は目標年度までに受けることとしている。	1	点
11	労働時間の 短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業一部又は全部の労働時間について、(a)から(c)までのいずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点
		(a) 目標年度までに10%以上削減することとしている。	1	
		(b) 目標年度までに20%以上削減することとしている。	2	
(c) 目標年度までに50%以上削減することとしている。	3			
12	輸出の取組	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1	点
		助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその取組内容に関連するものであるもの。	1	点
13	農業者の育成	(1)農業研修生を受け入れている。 (国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く)	1	点
		(2)(1)に該当する方で、就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として県が認めた者である	1	点
		(3)(2)に該当する場合で、受け入れた農業研修生の中で、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった者がいる(1名につき1点、上限3点)。	1~3	点
10	女性の取組	いずれかに該当する場合。 (1)女性農業者。 (2)法人又は任意組織で、代表者が女性か、役員若しくは構成員の過半数が女性である。 (3)法人又は任意組織で、部門間で区分経理を行い、当該部門の責任者が女性である。	3	点
合 計				点